

第 5 回 江田島市教育委員会（定例会）会議録

平成 22 年 5 月 17 日（月）午前 9 時 30 分

江田島市教育委員会会議室に招集した。

— 開会 午前 9 時 30 分 —

1

出席委員

委員 長	大石 君枝
教 育 長	万治 功
委員長職務代理者	木葉 登喜夫
委 員	平上 博文

1

事務局の出席

教育次長	重川 忠道
学校教育課長	御堂岡 健
学校給食共同 調理場総括場長	浜家 高栄
生涯学習課長	宇根 英治
図書館長	横手 乃文

今回の署名

委員 長	大石 君枝
委 員	木葉 登喜夫

今回の書記

主任主査兼係長	土手 千恵美
---------	--------

議事日程

- 日程第 1 教育長報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指名
- 日程第 3 議案第 17 号 江田島市小学校で使用する教科用図書の採択に係る規約等の制定案について
- 日程第 4 報告・協議 1 叙勲候補者（教育功労）の推薦につき同意を求めることについて

その他

大石委員長 おはようございます。
山口委員から、欠席の連絡が入っております。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

木葉委員 協議・報告1については、人事案件に属するようなので、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

大石委員長 ほかにご意見ございませんか。
それでは、ただ今の木葉委員の発議について採決いたします。協議・報告1「叙勲候補者（教育功労）の推薦につき同意を求めることについて」は、公開しないということに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員 全員 挙手

大石委員長 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題、報告・協議1「叙勲候補者（教育功労）の推薦につき同意を求めることについて」を公開しないで審議することといたします。
まずは、日程第1，教育長報告をお願いいたします。

万治教育長 おはようございます。
それでは、教育長報告をさせていただきます。
（省略）

大石委員長 ありがとうございます。この件につきましてのご質問等は日程終了後のその他をお願いします。次に日程第2，会議録署名委員は、本日は木葉委員さんを指名いたしますよろしくをお願いします。

続いて、日程第3 議案第17号「江田島市小学校で使用する教科用図書の採択に係る規約等の制定案について」を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明をお願いします。

万治教育長 それでは失礼いたします。議案第17号 江田島市小学校で使用する教科用図書の採択に係る規約等の制定案についてでございます。
提案理由といたしましては平成23年度江田島市の小学校で使用する教科用図書の採択に関し、方針・規約・要綱を定める必要があるため、教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、委員会の議決を

求めるものでございます。内容につきましては教育次長をして説明させます。

重 川
次 長

ただいま議題となっております議案第17号「江田島市小学校で使用する教科用図書の採択に係る規約等の制定案について」の内容についてご説明いたします。

平成23年度から「小学校で使用する教科用図書」の採択を行うため「採択基本方針」、「採択地区の採択事務に関する規約」、「採択に関する情報公開要綱」について制定するものです。

それでは、4ページをお開きください「採択基本方針」についてでございます。

教科用図書は、教育基本法に示す教育の目的や目標並びに学習指導要領に示す教育方針などに一致し、国の検定に合格したものであり、小中学校で使用する教科書につきましては、その中から市町村教育委員会の判断と責任によって採択することとなっております。

その際、県教育委員会は、「義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針」を定め、市町教育委員会が「学習指導要領に則り、広島県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。」よう指導することとなっております。

まず1の採択基本方針については、(1)採択の基本、(2)適正かつ公正な採択の確保、(3)開かれた採択の推進について規定しています。

2としまして採択について、県教育委員会の指導、助言又は援助により、種目ごとに行うと規定しています。(1)は小学校用教科用図書について規定しています。次のページをお開きください(2)は学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について規定しています。特別支援学級についての規定でございます。

6ページをお開きください。「江田島市小学校で使用する教科用図書採択地区の採択事務に関する規約」についての規定です。第1条は目的についてでございます、適正かつ公正な採択が円滑に行われるよう必要な事項を定めることと規定しております。

第2条につきましては組織についてでございます、適正且つ、公正な採択を円滑におこなうため江田島市教科用図書採択地区選定委員会及び江田島市教科用図書採択地区調査員をおくと規定しています。

第3条につきましては選定委員会の所掌事務について規定しています。

第4条は選定委員会の委員について、10名以内で第1号から第4号までに掲げる者のそれぞれから、教育長が委嘱すると規定しています。

第5条は選考委員会の会長及び副会長について規定しています。

第6条は選定委員会の会議について、規定しています。

次に7ページをお開きください、第7条は調査員の所掌事務について規

定しています。

第8条は調査員について規定しています。

第9条は情報公開（採択結果）について規定しています。

第10条の事務局については、江田島市教育委員会に置くと規定しています。

第11条は経費の負担について江田島市教育委員会が負担すると規定しています。

第12条は雑則について規定しています。

9ページをお開きください。「江田島市小学校で使用する教科用図書採択に関する情報公開要綱」についての規定です。

1の公開の時期については、広島県教育委員会公開後としています。

2は、公開の方法について規定しています。

3は、公開の内容について規定しています。

4は、その他について規定しています。

詳しくは、学校教育課長をして説明させます。

御堂岡
課長

はい、平成23年度の小学校の教科用図書につきましては、新学習指導要領の各教科の目標を十分踏まえ行うものであります。昨年、一昨年と教科書採択はございましたが、今回は、10年に1回の学習指導要領の改訂を受け大規模なものとなります。流れといたしましては、調査員がおりまして、各種目の特徴研究をします、次に選定委員が選定のための資料を作成し、8月の教育委員会議で答申され採択後、9月採択結果を公開します。

重川
次長
大石
委員長

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

平上
委員

教科用図書、採択に係わる選定委員会及び、調査委員会では、江田島市の児童・生徒の実態や教育目標に応じた適正で且つ、公正な資料づくりをお願いしたいと思います。

教育長

委員の委嘱にあたりこのことについて、しっかり指導したいと思えます。

大石
委員長

他にご質問又はご意見はございませんか。

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第17号「江田島市小学校で使用する教科用図書の採択に係る規約等の制定案について」原案に対するご異議はありませんか。

全 員

異議なし

大 石 全員異議なしと認めます。
委員長 よって、本件は原案のとおり可決されました。

大 石 次に日程第4 報告・協議1「勲章候補者（教育功労）の推薦につき同
委員長 意を求めることについて」を議題といたします。
(省略)

大 石 以上で会議の日程は終了です。
委員長 皆さんお疲れさまでした。

全 員 お疲れさまでした。

— 閉会 午前11時00分 —

平成22年 5月17日

会議録署名 教育委員長

教育委員

会議録作成者 総務係

|